

周南市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

周南市病院事業の設置等に関する条例（平成15年周南市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号を次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 糖尿病・血液内科
- (3) 循環器内科
- (4) 消化器内科
- (5) 腎臓内科
- (6) 呼吸器内科
- (7) 外科
- (8) 整形外科
- (9) 脳神経外科
- (10) 泌尿器科
- (11) 眼科
- (12) 麻酔科
- (13) リハビリテーション科

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(参 考)

周南市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(病院事業の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 周南市立新南陽市民病院(以下「市民病院」という。)の診療科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>内科</u></p> <p>(2) <u>小児科</u></p> <p>(3) <u>外科</u></p> <p>(4) <u>整形外科</u></p> <p>(5) <u>泌尿器科</u></p> <p>(6) <u>脳神経外科</u></p> <p>(7) <u>麻酔科</u></p> <p>(8) <u>眼科</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(議会の同意を要する損害賠償の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、病院事業の業</p>	<p>(病院事業の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 周南市立新南陽市民病院(以下「市民病院」という。)の診療科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>内科</u></p> <p>(2) <u>糖尿病・血液内科</u></p> <p>(3) <u>循環器内科</u></p> <p>(4) <u>消化器内科</u></p> <p>(5) <u>腎臓内科</u></p> <p>(6) <u>呼吸器内科</u></p> <p>(7) <u>外科</u></p> <p>(8) <u>整形外科</u></p> <p>(9) <u>脳神経外科</u></p> <p>(10) <u>泌尿器科</u></p> <p>(11) <u>眼科</u></p> <p>(12) <u>麻酔科</u></p> <p>(13) <u>リハビリテーション科</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(議会の同意を要する損害賠償の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、病院事業の業</p>

現行	改正案
務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。